

長崎県農林部 週休2日工事 試行要領の新旧対照表

改定後（令和4年10月版）	改定前（令和4年4月版）															
<p style="text-align: center;">長崎県 農林部 週休2日工事 試行要領</p> <p><b>1. 目的</b></p> <p><b>2. 対象工事</b>                      試行対象工事は、令和4年10月1日以降 長崎県農林部が<b>完成検査を行う</b>工事とする。ただし、以下の工事は除く。                      ① 災害復旧工事など緊急を要する工事                      ② 供用を控えている等、工期に制約がある工事。                      ③ 小規模工事、工場製作が主たる工事、材料費が工事費の大部分を占める工事等で現場作業期間が4週間未満であることが想定される工事。</p> <p><b>3. 用語の定義</b></p> <p><b>4. 試行方法</b></p> <p><b>5. 積算における措置</b></p> <p><b>6. 工事成績評定の取扱い</b>                      (1) 評価項目と評価方法                      1) 週休2日が実施された場合には、工事成績評定審査項目別運用表の以下の項目にて評価を行う。                      [主任監督員] 2. 施工状況 II. 工程管理                      ■□⑧休日の確保を行っている。 ※4週6休以上で評価                      □□⑩その他（理由：4週8休以上を実施） ※4週8休以上で評価                      [主任監督員] 5. 創意工夫 I. 創意工夫 【その他】                      □その他（理由：週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取り組みが図られている。）                      ※週休2日の確保の評価ではなく、企業として週休2日確保に向けた取り組みを行い、当該工事で4週8休を実施した場合に評価。                      [担当課長] 2. 施工上状況 II. 工程管理                      □④工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ※4週8休以上で評価                      □⑦その他（理由：4週8休以上を実施） ※4週8休以上で評価                      2) 週休2日に取り組んだ結果、受注者の責において週休2日（4週6休以上）が実施できなかった場合であっても、減点評価は行わない。                      [削除]                      [削除]</p>	<p style="text-align: center;">長崎県 農林部 週休2日工事 試行要領</p> <p><b>1. 目的</b></p> <p><b>2. 対象工事</b>                      試行対象工事は、令和2年10月1日以降 長崎県農林部が<b>起工する</b>工事とする。ただし、以下の工事は除く。                      ① 災害復旧工事など緊急を要する工事                      ② 供用を控えている等、工期に制約がある工事。                      ③ 小規模工事、工場製作が主たる工事、材料費が工事費の大部分を占める工事等で現場作業期間が4週間未満であることが想定される工事。</p> <p><b>3. 用語の定義</b></p> <p><b>4. 試行方法</b></p> <p><b>5. 積算における措置</b></p> <p><b>6. 工事成績評定の取扱い</b>                      (1) 評価項目と評価方法                      1) 審査項目：施工状況－工程管理                      週休2日（4週8休以上）が実施された場合は、工事成績評定の主任監督員の審査項目別運用表「施工状況－工程管理」の項目〔「休日の確保」「その他（週休2日を実施）」〕にて評価を行う。                      2) 審査項目：法令遵守等                      現場閉所の達成状況に合わせ、工事成績評定調査「法令遵守等」において、その実施割合に応じた加点を下表により行う。                      ① 達成パターンが選択パターンを満たす場合は、選択パターンに応じた加点とする。                      ② 達成パターンが選択パターンを満たさない場合は、達成パターンに応じた加点とする。  <table border="1" data-bbox="1647 1402 2605 1690"> <thead> <tr> <th></th> <th>4週8休以上</th> <th>4週7休以上 4週8休未満</th> <th>4週6休以上 4週7休未満</th> <th>4週6休未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場閉所率</td> <td>28.5% (8日/28日) 以上</td> <td>25.0% (7日/28日) 以上 28.5%未満</td> <td>21.4% (6日/28日) 以上 25.0%未満</td> <td>21.4% (6日/28日) 未満</td> </tr> <tr> <td>加点数</td> <td>+3</td> <td>+2</td> <td>+1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>                     3) 週休2日に取り組んだ結果、受注者の責において週休2日（4週6休以上）が実施できなかった場合であっても、減点評価は行わない。                      ※ 工事成績評価は評定点合計で100点を超えないものとする。                      ※ 優秀工事の評価においては、本加点数は考慮しないものとする。</p>		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週6休未満	現場閉所率	28.5% (8日/28日) 以上	25.0% (7日/28日) 以上 28.5%未満	21.4% (6日/28日) 以上 25.0%未満	21.4% (6日/28日) 未満	加点数	+3	+2	+1	0
	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週6休未満												
現場閉所率	28.5% (8日/28日) 以上	25.0% (7日/28日) 以上 28.5%未満	21.4% (6日/28日) 以上 25.0%未満	21.4% (6日/28日) 未満												
加点数	+3	+2	+1	0												

長崎県農林部 週休2日工事 試行要領の新旧対照表

改定後（令和4年10月版）	改定前（令和4年4月版）
<p><u>7. アンケートの実施</u> <u>8. 実施証明書</u> <u>9. その他</u></p>	<p><u>7. アンケートの実施</u> <u>8. 実施証明書</u> <u>9. その他</u></p>